

公共工事発注者の責務について

1. 公共工事の現状
2. 新・担い手3法
3. 発注関係事務の運用に関する指針
4. 九州ブロック発注者協議会の取組

1. 公共工事の現状

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(一社)熊本県建設業協会
平成28年熊本地震では、被災状況の把握に努めると共に道路啓開作業や応急作業等を迅速に対応。



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

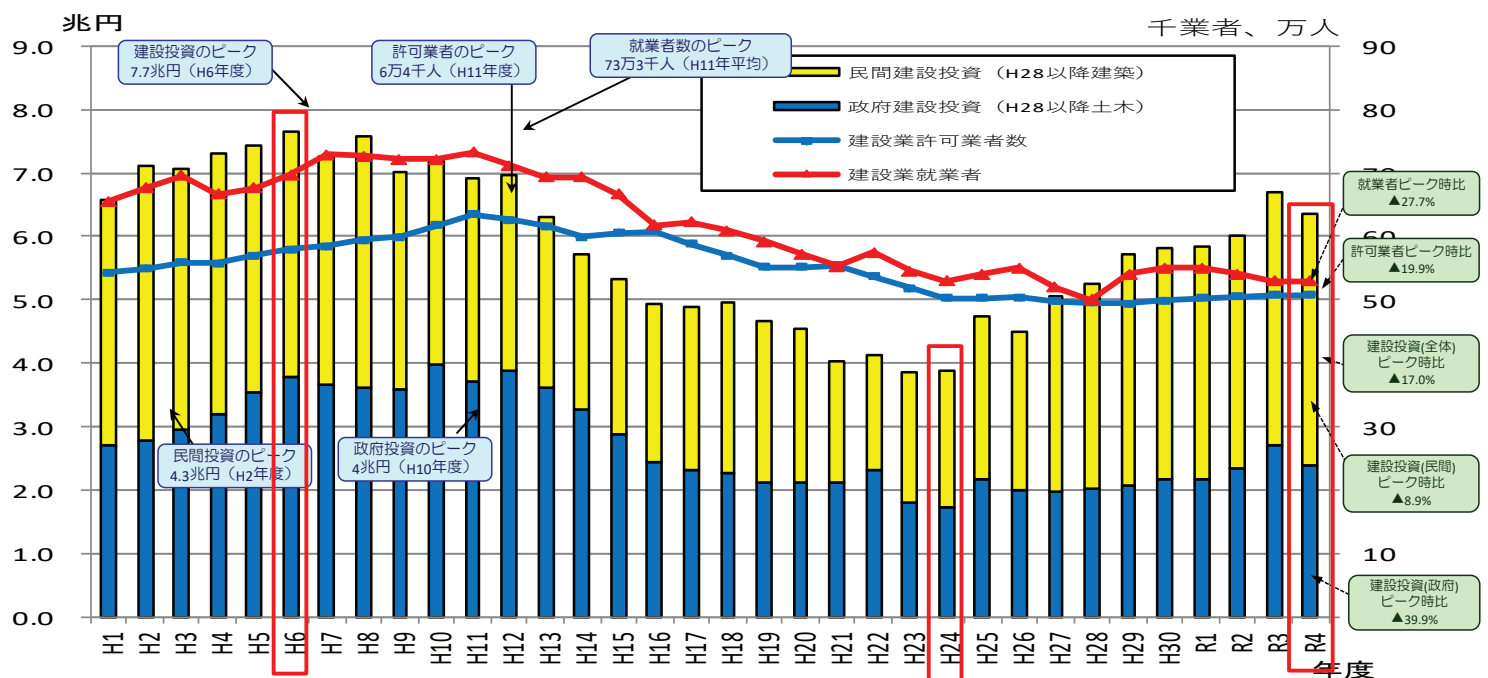
中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

3

公共工事の現状(九州の建設投資、許可業者数及び建設就業者数の推移)

○建設投資額(令和4年度見通し)は前年度5.4%減の6.35兆円で、ピーク時(6年度)から約17.0%減。
○建設業者数(令和4年度末)は約5.1万業者で、ピーク時(11年度末)から約19.9%減。
○建設業就業者数(令和4年平均)は約53万人で、ピーク時(11年平均)から約27.7%減。

全国比 9.5%
全国比 10.7%
全国比 11.0%



資料: 投資額については平成30年度まで実績、R1年度・2年度は見込み、令和3年度は見通し
(H29以降は、建築=民間投資、土木=政府投資として作成している)
許可業者数は、国土交通省調べ(各年度末現在)
就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成(年平均)

↑
ピーク時(H6)の50.4%

4

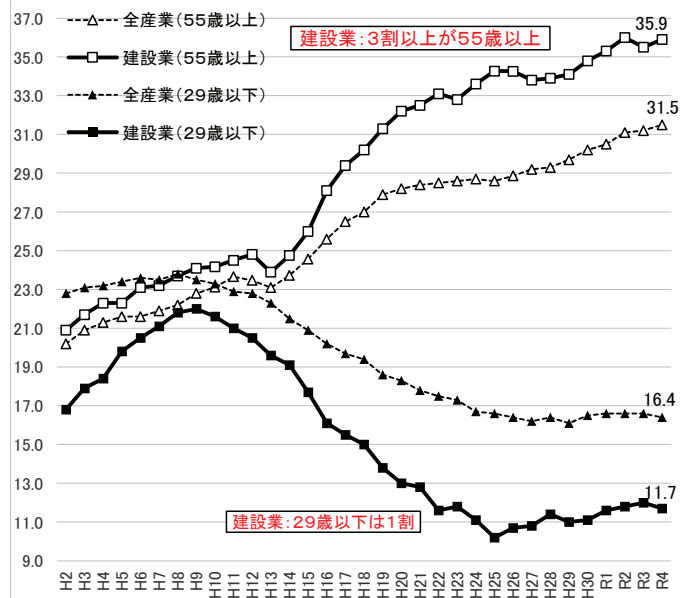
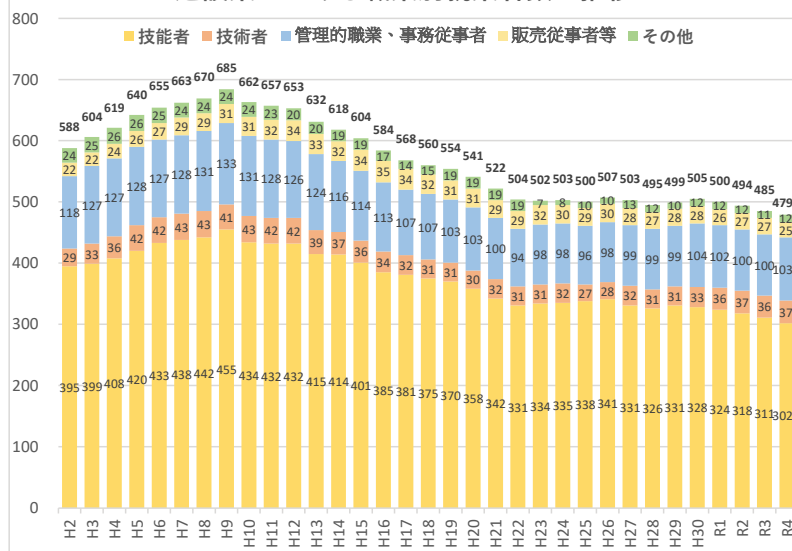
技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 479万人(R4)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 37万人(R4)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 302万人(R4)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。

建設業における職業別就業者数の推移

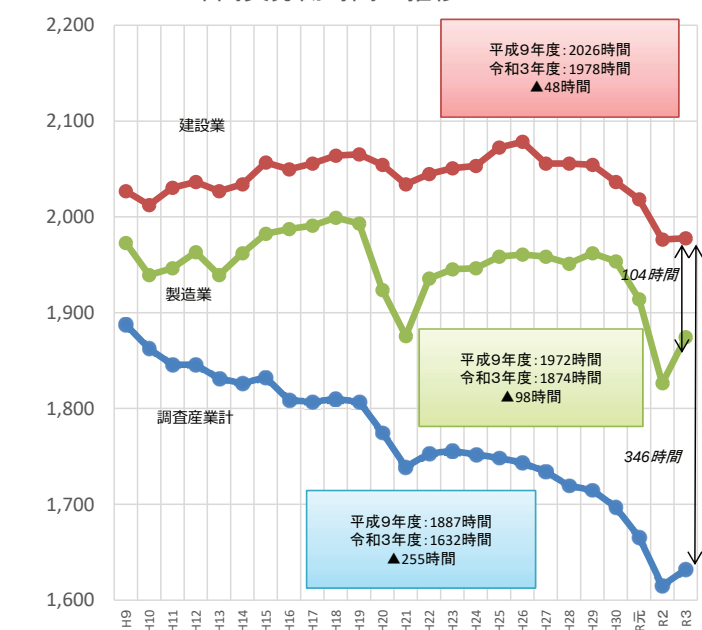


5

実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

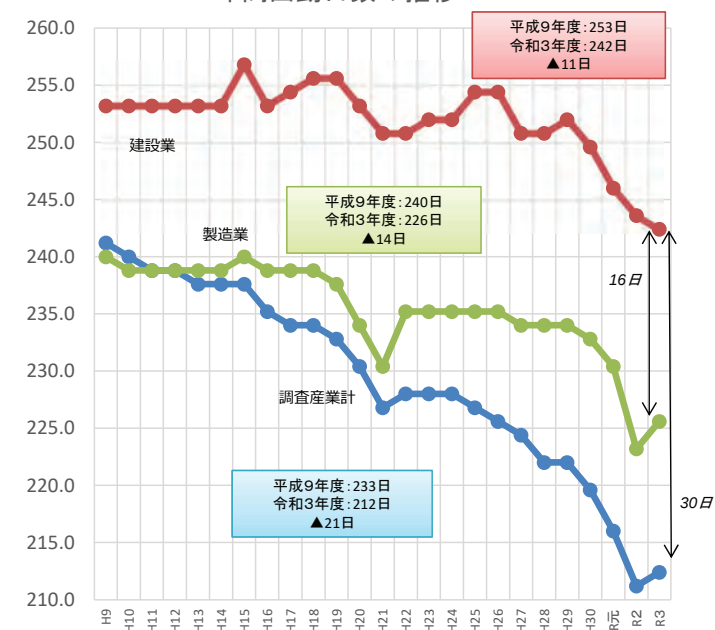
- 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上(約2割)長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

年間実労働時間の推移



(日)

年間出勤日数の推移



※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

6

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用

	見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)
36協定の限度	・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ③ 年 720時間(月平均60時間) ○ 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 ④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限

令和6年4月から罰則付き時間外労働規制が建設業にも適用
公共発注事務担当者に求められる責務はより一層大きくなっている状況 7

2. 新・担い手3法

新・担い手3法(品確法と建設業法・入契法の一体的改正)について

平成26年に、公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、
5年間の成果をさらに充実する
新・担い手3法改正を検討

担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠
価格のダンピング対策の強化
建設業の就業者数の減少に歯止め

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

○発注者の責務

- 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- 施工時期の平準化(債務負担行為・繰越明許費の活用等)
- 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

働き方改革の推進

○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

生産性向上への取組

○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

9

公共工事の品質確保の促進に関する法律 R1改正時の概要

背景・必要性

(令和元年6月7日成立 6月14日施行)

1. 災害への対応

- 全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務

3. 生産性向上の必要性

- 建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務

2. 働き方改革関連法の成立

- 「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務

4. 調査・設計の重要性

- 公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割

法案の概要(改正のポイント)

I. 災害時の緊急対応の充実強化

【基本理念】

災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備

【発注者の責務】

- 緊急性に依りて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択
- 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携
- 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

II. 働き方改革への対応

【基本理念】

適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮

【公共工事等を実施する者の責務】

適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結

【発注者の責務】

- 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定
- 公共工事の施工時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用等

III. 生産性向上への取組

【基本理念、発注者・受注者の責務】

情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上

IV. 調査・設計の品質確保

公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計について広く本法律の対象として位置付け

V. その他

(1) 発注者の体制整備

- 発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】
- 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等

(2) 工事に必要な情報(地盤状況)等の適切な把握・活用【基本理念】

- 公共工事の目的物の適切な維持管理【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

3. 発注関係事務の運用に関する指針

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針:令和2年1月改正)」改正の主なポイント

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成(令和2年)

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて毎年調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 歩切りの根拠
- ③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ④ 施工時期の平準化【新】
- ⑤ 適正な工期設定【新】
- ⑥ 適切な設計変更
- ⑦ 発注者間の連携体制の構築

- ① 予定価格の適正な設定
- ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
- ③ 履行期間の平準化
- ④ 適正な履行期間の設定
- ⑤ 適切な設計変更
- ⑥ 発注者間の連携体制の構築

実施に努める事項

- ① ICTを活用した生産性向上【新】
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ 総合評価落札方式の改善【新】
- ④ 見積りの活用
- ⑤ 余裕期間制度の活用
- ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】
- ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

- ① ICTを活用した生産性向上
- ② 入札契約方式の選択・活用
- ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
- ④ 履行状況の確認
- ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

災害対応

- ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用【新】
- ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入【新】
- ③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携【新】

必ず実施すべき事項(工事)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を**的確に反映した積算を行う**。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、**週休2日等に取り組み際に必要となる経費を適正に計上**する。

② 歩切りの根拠

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

④ 施工時期の平準化【新】

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

⑤ 適正な工期設定【新】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

⑥ 適切な設計変更

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額や工期の変更を適切に行う**。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑦ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

13

実施に努める事項(工事)

① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事や海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

④ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その**実態を把握**するよう努める。

⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議等**について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

14

必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を的確に反映した積算を行う。

② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

③ 履行期間の平準化

発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

④ 適正な履行期間の設定

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更を適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

⑥ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

15

実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ**、**プロポーザル方式**、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の**適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシート**の活用、**スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

16

災害対応(工事・業務)【新】

① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する**等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

17

4. 九州ブロック発注者協議会の取組

◆九州ブロック発注者協議会の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の趣旨を踏まえ、各発注者が以下の取り組みを実施することにより、**九州ブロックにおける現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進に寄与すること**

- ・公共工事の品質確保の促進に向けた取り組み等についての情報交換
- ・発注者間における連携体制の強化
- ・建設生産システムにおける生産性向上に関する各種施策の推進

◆目的達成に向けた各種施策

①公共工事の品質確保の促進に関する施策

- ➡ 発注体制の把握と自己評価等による発注関係事務の適切な実施に向けた取り組み
※一層の発注関係事務の改善に向けた全国統一指標の導入 **H29年度より実施**
- ➡ 発注見通しの統合公表の取り組み
※発注情報の一元化に向けた取り組み **H29年度より実施**
- ➡ 各発注者における総合評価落札方式の取り組み状況について情報共有
- ➡ 建設工事や業務に関する品質確保や働き方改革のための取組目標を指標化 **R2年度より実施**

②建設生産システムにおける生産性向上に関する施策

- ➡ i-Constructionなど建設現場の生産性向上に向けた取り組みの情報共有等

③発注者の支援に関する施策

- ➡ 総合評価落札方式等の入札契約方式の導入に対する支援
- ➡ 県部会を通じた市町村への施策実施に向けた働きかけ、技術的支援等

④その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

- ➡ 新たな入札契約制度等に関する情報提供等

19

九州ブロック発注者協議会の取組成果と新たな取組指標

◆全国統一指標（H29～）

- ・発注関係事務について客観的な状況を把握できる全国統一指標を設定し定期的に**結果を公表**

成 果

①適正な予定価格の設定	○最新の積算基準と基準対象外の要領を整備	41% (H29.9)	➡ 64% (R2.3)
	○最新単価を用いて積算を実施	88% (H29.9)	➡ 99% (R2.3)
②適切な設計変更	○設計変更ガイドラインを策定、活用	20% (H29.9)	➡ 38% (R2.3)
③施工時期の平準化(件数)	○平準化率0.6以上の機関数	24% (H29.9)	➡ 55% (R2.3)
各指標とも改善傾向が見られる			

◆新たな取組指標（R2～）

- ・改正品確法及び改正運用指針の理念実現のため新たな取組指標を設定

◆新・全国統一指標

◆九州独自指標

- ・R2九州ブロック発注者協議会で**目標値を設定し公表（令和2年12月25日）**

- ・今後、継続的な各機関の指標値を把握と目標達成のための情報共有及び取組強化を図る。

20

- 令和元年品確法の改正に伴い、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた「新たな全国統一指標」を設定し、取組を強化していく。
- これまでの取組状況等も踏まえ、地域ブロック毎に「地域独自指標」を設定し、取組を推進する。

工事

測量、調査及び設計【新】

必ず実施すべき事項 実施に努める事項 対応	①予定価格の適正な設定【既存指標】 ②歩切りの根拠【達成】 ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等【既存指標】 ④施工時期の平準化【新】 ⑤適正な工期設定【新】 ⑥適切な設計変更【既存指標】 ⑦発注者間の連携体制の構築	①予定価格の適正な設定 ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等 ③履行期間の平準化 ④適正な履行期間の設定 ⑤適切な設計変更 ⑥発注者間の連携体制の構築
	①ICTを活用した生産性向上【新】 ②入札契約方式の選択・活用 ③総合評価落札方式の改善【新】 ④見積りの活用 ⑤余裕期間制度の活用 ⑥工事中の施工状況の確認【新】 ⑦受注者との情報共有、協議の迅速化	①ICTを活用した生産性向上 ②入札契約方式の選択・活用 ③プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用 ④履行状況の確認 ⑤受注者との情報共有、協議の迅速化
	①随意契約等の適切な入札契約方式の活用 ②現地の状況等を踏まえた積算の導入 ③災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携	

「新・全国統一指標」＋「地域独自指標」の設定

21

品質確保・働き方改革のための取組目標 ～新・全国統一指標～

- 令和元年品確法の改正に伴い、公共工事等の品質確保や働き方改革のより一層の推進に向けて、工事だけでなく測量、調査及び設計を含めた取組状況を把握・明確化するため、「新・全国統一指標」を設定、取組を強化。
- これまでの取組状況等も踏まえ、統一指標に加えて、地域毎に「地域独自指標」を設定し、状況に応じた取組も推進。

新・全国統一指標(工事)

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・政令市・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。
※分母の対象とする工事の見直しを行っており、一部の地域では今後も目標値等の変更を予定している。

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合（県域単位で公表）

※調査対象は、都道府県・政令市は250万円を超える工事(随契除く)、市町村は130万円を超える工事(随契除く)である。

新・全国統一指標(測量、調査及び設計(業務))

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域独自指標

・・・これまでの取組状況を踏まえた指標を地域ごとに設定

22

九州独自指標（工事）

①最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事において、最新の積算基準の適用割合

②設計変更ガイドラインの策定・活用状況

国等・都道府県・市区町村の発注工事に対する適切な設計変更を実施するためのガイドライン等の策定率

九州独自指標（測量、調査及び設計（業務））

③ウィークリースタンスの実施

国等・都道府県・市区町村の発注業務の特記仕様書に、ウィークリースタンスの実施を位置づけている割合

※ウィークリースタンスとは

業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

九州独自指標（案）

令和2年度九州ブロック発注者協議会
第1回協議会資料(R2.7.1)

- ・自己評価項目の達成率(R2.3)【資料4(参考資料)】等を踏まえ、運用指針の「必ず実施すべき事項」から「**予定価格の適正な設定**」(工事)、「**予定価格の公表状況**」(工事)、「**設計変更工事実施率**」(工事)、「**設計変更ガイドラインの策定・活用状況**」(工事)を九州独自指標(案)として提案する。
- ・不調不落が及ぼす社会的影響(事業の進捗遅れ等)を踏まえ「**不調・不落時における見積もりの活用**」(工事)を九州独自指標(案)として提案する。

工事	新・全国統一指標 (R2～) 九州独自指標 (案) (R3～)		
	運用指針 (R2)	番号	項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	①	予定価格の適正な設定 (積算基準等)
	歩切りの根拠		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用	②	予定価格の公表状況
	施工時期の平準化		地域平準化率
	適切な工事設定		週休2日対象工事の実施状況
	適切な設計変更	③	設計変更工事実施率
	発注者間の連携体制の構築	④	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
	ICTを活用した生産性向上		
	人札契約方式の選択・活用		
実施に努める事項	総合評価方式の改善		
	見積もりの活用	⑤	不調・不落時における見積もりの活用
	余裕潤滑制度の活用		
	工事中の施工状況の確認		
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

測量、調査及び設計(業務)	新・全国統一指標 (R2～) 九州独自指標 (案) (R3～)		
	運用指針 (R2)	番号	項目
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	履行期限の平準化		地域平準化率
	適正な履行期間の設定	⑥	ウィークリースタンスの実施
	適切な設計変更		
	発注者間の連携体制の構築		
実施に努める事項	ICTを活用した生産性向上		
	人札契約方式の選択・活用		
	プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用		
	履行状況の確認	⑥	ウィークリースタンスの実施
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

※ウィークリースタンスとは
業務や工事を円滑化かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事や職場の創造に努めることを目的に実施するものである。

- アンケートの結果、提案した6指標の中から九州独自指標の3指標を設定。理由としては下記のとおり。
- ①【工事】最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況と、④【工事】設計変更ガイドラインの策定・活用状況については、全体の8割以上が「九州独自指標として適当である」という結果であり、意見としても「発注者の責務として取り組むべきことであり、指標にすることは適当」という意見がみられたため。
- ⑥【業務】ウィークリースタンスの実施については、全体の6割が「九州独自指標として適当である」という結果であった。また、「要領や実績がない」という否定意見のある一方で、「働き方改革についての受発注者間の意識改革のためにも必要である」という前向きな意見もみられたため。

※③【工事】設計変更工事実施率、⑤【工事】不調・不落時における見積もりの活用において、「九州独自指標として適当である」との回答割合が⑥【業務】ウィークリースタンスの実施と同程度であったが、品確法改正に『業務』が追加されたことを踏まえて、⑥【業務】ウィークリースタンスの実施を指標とすることとした。

**アンケート結果を踏まえ、九州独自指標としては3項目を設定。
※九州独自指標の実績値について、毎年度公表していく予定**